



水土里ネット大井川右岸だより

平成19年10月1日 発行 第10号

平成19年4月1日 現在

組合員数：9, 230名

受益面積：3, 548ha.

理事長 黒田 淳之助 あいさつ

組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より大井川右岸土地改良区の事業につきましてはご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

すでに皆様方ご承知の事とは思いますが、今、日本の農業農村は、担い手不足、高齢化や遊休農地の増加、WTO農業交渉など厳しい現実さらされております。このため、国においては品目横断的経営安定対策を柱とする、新たな農政を本格的に実施するとともに、県においては静岡県農村水産業新世紀ビジョンに沿って、ビジネス経営体を中心とする、安定的で活力ある、静岡県農業の確立を目指し、積極的な事業推進を展開しております。この様な中において、我々の大井川右岸土地改良区は、地域産業としっかり結びついていかねばなりません。そのため、現在国営事業として平成11年より着工しております、大井川用水事業も9年目に入り、大井川水路橋も平成18年度本体工事が終了、平成19年度秋には水の切替工事を行い、今後は取付け道路工事、旧水路橋の撤去作業等を行うことになっております。また、国営かんがい排水事業で進んでいる、現在の事業も条件が整えば、末端5haまで工事ができる、国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）に、平成19年度計画変更する予定であります。今後の事業計画変更の同意等、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

県営事業については、平成18年度にスタートした、掛川幹線、平田用水、菊川右岸幹線の3地区の改修工事も、平成19年度本格的に工事が着工となります。それに伴い、止水回数も多くなりますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。この県営事業の推進に伴い、昭和53年度から据え置いている賦課金について、現在、10a 当たり1,200円いただいておりますが、300円程度値上げさせていただきたいと考えておりますが、値上げについては組合員の皆様と充分検討して参りたいと考えております。

東遠工業用水道については、長島ダムを水源とする、工業用水道が4月1日からスタートしますが、農業用水路を使用しての工業用水の通水ですので、農業者側に支障がないのが前提でありますので、しっかり管理していく所存であります。

なお、本土地改良区の事務所建設ですが、東名菊川インター西側に国営事業の管理棟と共に3月12日に着工し、9月末に完成、11月中頃には移転の予定となっております。

最後に皆様のご理解とご協力をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

(平成19年3月27日 第64回通常総代会 挨拶抜粋)



第64回 通常総代会報告

平成18年度通常総代会が、平成19年3月27日、菊川市中央公民館において開催されました。議決議案の「平成17年度事業報告」ほか、29件が上程され全議案いずれも原案どおり可決されました。

○功労者表彰

当改良区の発展に多大な功績を残され、ご尽力を賜りました方に、その功績を称え総代会において表彰いたしました。

功労者 宇田川 重蔵 様 (菊川市)

功績 昭和58年から23年間の長きにわたり、本土地改良区の重要な施設である

「七曲池」の管理道等の定期的な環境美化のボランティアに積極的に取り組んでいただいております。



役員が改選されました。

○役員名簿 (任期：平成19年6月10日～平成23年6月9日)

役職名	氏名	選挙区	役職名	氏名	選挙区
理事長	黒田 淳之助	菊川市	理事	佐藤 博俊	掛川市
副理事長	戸塚 進也	掛川市	理事	八木 宏之	掛川市
理事	太田 順一	菊川市	理事	内藤 澄夫	掛川市
理事	石原 茂雄	御前崎市	理事	河住 光重	掛川市
理事	原田 英之	袋井市	理事	揚張 正	御前崎市
理事	寺本 達良	菊川市	理事	石田 昭二	袋井市
理事	伊藤 壽一	菊川市	監事	太田 雅俊	袋井市
理事	水野 薫	掛川市	監事	中山 猛	御前崎市

平成17年度 事業実績報告

○平成17年度 工事実施状況一覧表（県単独事業・適正化事業）

事業名	施設（地区名）	工事内容	備考
県単独農業農村整備事業	県営菊川右岸幹線（掛川市大淵）	安全施設（防護柵）設置	ネットフェンス 180m
適正化事業（29期生） 平成17年度～平成21年度	県営村松揚水機場（袋井市村松）	揚水施設整備補修	揚水ポンプφ400m/m オーバーホール他
	県営平田用水（菊川市嶺田）	漏水補修	漏水補修 430m

○工事実施状況 県単独農業農村整備事業 県営菊川右岸幹線（掛川市大淵） 安全施設（防護柵）設置

《施行前》



《施行後》



○平成17年度 工事実施状況（管理体制・整備補修費）

千浜揚水機場受電用施設修繕工事及び睦浜揚水機場補助ポンプ修繕工事 外30箇所

平成17年度 一般会計及び特別会計歳入歳出決算報告

○平成17年度 一般会計歳入歳出決算

歳入				単位：円	歳出				単位：円
款	項目	予算額	収入済額		款	項目	予算額	支出済額	
1	組合費	37,792,000	37,772,540		1	事務費	82,161,000	79,584,346	
2	分担金	82,609,000	82,609,000		2	維持管理費	49,751,000	49,467,117	
3	補助金	8,940,000	8,941,000		3	事業費	12,430,000	12,428,977	
4	交付金	9,540,000	9,540,000		4	分担金及び負担金	6,530,000	6,363,430	
5	委託金	745,000	745,500		5	諸費	16,000,000	16,000,000	
6	借入金	1,000	0		6	予備費	1,928,000	0	
7	雑収入	5,742,000	6,473,713						
8	施設使用料及び管理費	17,938,000	18,317,081						
9	繰越金	5,493,000	5,493,884						
歳入合計		168,800,000	169,892,718		歳出合計		168,800,000	163,843,870	

歳入決算額 169,892,718円 歳出決算額 163,843,870円 差引残高 6,048,848円(平成18年度へ繰越)

○平成17年度 特別会計歳入歳出決算

会計種別	歳入決算額	歳出決算額	差引残高	摘要
①非常対策基金積立金	26,310,173円	0円	26,310,173円	平成18年度へ繰越
②事務所建設基金積立金	76,339,691円	0円	76,339,691円	平成18年度へ繰越
③借入金償還積立金	30,277,386円	0円	30,277,386円	平成18年度へ繰越
④役員退任慰労金及び職員退職金積立金	20,395,537円	264,037円	20,131,500円	平成18年度へ繰越

※平成18年度決算は、今年度の総代会にて議決いただきますので、前々年度決算を記載してあります。

おねがい！用水路にゴミをすてないで！

用水路に廃棄されたゴミや刈った草などにより、用水の管が詰まり、水があふれたり下流に水が行かなかったりすることがあります。

このゴミを処分するには、スクリーンについたゴミを引上げ、分別して捨てる必要があります。大変な手間とお金がかかります。貴重な水を守るため、用水路にゴミや草を絶対に捨てないようお願い致します。



流されてきたゴミ

スクリーンについたゴミ

平成19年度 事業実施計画

○平成19年度 工事実施計画一覧表（適正化事業・農地等高度利用促進事業）

事業名	施設（地区名）	工事内容
適正化事業（28期生） 平成16年度～平成20年度	県営陸浜揚水機場 （掛川市浜野）	揚水施設整備
農地等高度利用促進事業	国営菊川幹線連絡水路 （菊川市富田）	安全施設設置 320m

平成19年度 一般会計及び特別会計歳入歳出予算報告

○平成19年度 一般会計歳入歳出予算

歳入 単位：円				歳出 単位：円			
款	項目	本年度予算額	前年度予算額	款	項目	本年度予算額	前年度予算額
1	組合費	37,745,000	37,792,000	1	事務費	75,235,000	73,220,000
2	分担金	81,433,000	81,679,000	2	維持管理費	44,645,000	47,386,000
3	補助金	11,038,000	11,690,000	3	事業費	8,590,000	19,840,000
4	交付金	4,095,000	13,320,000	4	分担金及び負担金	45,346,000	11,911,000
5	委託金	682,000	710,000	5	諸費	19,000,000	13,500,000
6	借入金	40,000,000	1,000	6	予備費	2,479,000	1,117,000
7	雑収入	2,904,000	2,904,000				
8	施設使用料及び管理費	16,398,000	17,878,000				
9	繰越金	1,000,000	1,000,000				
歳入合計		195,295,000	166,974,000	歳出合計		195,295,000	166,974,000

○特別会計歳入歳出予算

会計種別	本年度歳入予算額	前年度歳入予算額	本年度歳出予算額	前年度歳出予算額
①非常対策基金積立金	29,311,000円	1,001,000円	29,311,000円	1,001,000円
②事務所建設基金積立金	81,441,000円	47,501,000円	81,441,000円	47,501,000円
③借入金償還積立金	38,064,000円	2,001,000円	38,064,000円	2,001,000円
④役員退任慰労金及び職員退職金積立金	21,127,000円	1,305,000円	21,127,000円	1,305,000円

小笠幹線水路橋切替工事及び横岡分水工工事に伴う断水のお知らせ

大井川農業水利事業（一期）農業水利事業 小笠幹線水路水路橋切替工事及び大井川農業水利事業（二期）農業水利事業 小笠幹線水路横岡分水工工事に伴い、断水時期及び期間につきましては、下記スケジュールとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○1回目の断水：横岡分水工工事における仮廻水路設置のために10日間の断水が必要となります。

断水の期間：平成19年10月9日（火）～10月18日（木）

工程表	9月	10月	1 回 目 断 水												
日		6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	19											26
曜日		土 日 月	火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金												月
状況	通水（池への貯水）		断水10日間（用水手当実施）										通水（池への貯水）		
横岡分水工工事			仮廻し水路の施工												

○2回目の断水：水路橋の新旧切り替え等のために20日間の断水が必要となります。

断水の期間：平成19年11月27日（火）～12月16日（日）

工程表	11月				12月												2 回 目 断 水	
日	27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17																
曜日	火 水 木 金	土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月																
状況	断水20日間（用水手当実施）																	
横岡分水工工事	分水工の切り替え																	
水路橋切替工事	水路橋切り替え工事（新旧の切替）																	

※断水期間中は用水手当を実施しますが、通常の用水を流すだけの用水量の確保が出来ませんので、節水にご協力願います。（基本的には、幹線沿いのため池から幹線にポンプアップし用水を確保します。他に地下水の汲み上げを行う予定ですが、各池の容量や取水設備（箇所）に限界がありますので、通常の用水量を流すことが不可能になります。） 通水時間は、7：00～12：00 限りある水ですので、時間制限をさせていただきます。

事業移行に伴う同意取得のお願い

現在行われている、国営かんがい排水事業が今度、国営農業用水再編事業に事業移行をします。移行するのに組合員皆様の同意書が必要になります。同意書には耕作者、土地所有者の署名・捺印をお願いすることになります。

同意書取得作業時期は、平成20年度から予定しております。新規事業内容、同意取得方法等の詳細説明会等は、事業移行決定後連絡させていただきます。同意書必要関係者に関しましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

賦課金納入について

○賦課金とは？

毎年4月1日現在の大井川用水受益地（田及び畑）面積に応じてご負担いただくものです。用水の利用や休耕及び転作等に係らず、受益地面積に対して掛かります。

○賦課金の用途は？

当土地改良区の運営費として使用し、用水路の整備や補修、維持管理、償還等に充てられます。

○賦課金の単価は？

賦課面積の10a当たり1,200円（㎡当たり1.2円）となります。（第64回総代会により議決いただいております。）
※本年度の納入期日は、10月31日（水）となります。期日までの納入をお願いいたします。

こんな時には申請及び届出を忘れずに！

○組合員・耕作者・賦課義務者に変更があった時

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第43条の規程により、「組合員資格得喪通知書」を速やかに当土地改良区に提出することになっております。この手続きを怠ると、賦課金等が変更前の組合員に賦課されることとなります。主に下記の場合届出が必要となります。このような時は、当土地改良区へご連絡ください。

- ① 農業者年金受給のため、経営移譲をした時
- ② 農地の売買・贈与・賃貸借・交換等で所有者が変更となった時
- ③ 相続及び組合員の死亡、組合員の住所を変更した時
- ④ 指定口座の閉鎖、賦課義務者が変更となった時

○受益地を農地転用する時、公共事業による買収があった時

受益地を転用及び地区除外することにより、全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金の負担が大きくなります。このため土地改良法第42条の規程により、転用及び地区除外される面積に応じて、決済金をお支払いいただきます。この手続きを怠ると、賦課面積が変更されず、翌年度も賦課させていただきます。主に下記の場合届出が必要となります。このような時は、当土地改良区へご連絡ください。

- ① 受益地を宅地等の農地以外に変更する時
- ② 受益地の田を埋め立て、野菜畑等に変更する時
- ③ 国・県・市等の公共事業用地として買収された時

※平成19年度転用決済金は、1㎡当たり106円となります。（第64回総代会により議決いただいております。）

お問合せ・ご連絡先

水土里ネット大井川右岸（大井川右岸土地改良区）
〒439-0018 静岡県菊川市本所1176番地の2
電話 0537-35-2413
FAX 0537-35-8100
E-mail o-ugan@oogawaugan.jp
ホームページ <http://www.oogawa-yousui.com/>

※写真は、現在建築中の新事務所及び大井川用水右岸管理所です。本年11月中頃に移転する予定です。住所は菊川市加茂（地番未定）に変更になりますが、電話番号は変更ございません。



大井川用水は農業用水だけでなく、地域の水としての役割を持っています。当土地改良区では、大井川用水を知ってもらうため施設見学を行なっております。ご希望の学校や自治会、部農会等ありましたらご連絡ください。



